

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年3月31日（金） 9：02～9：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 7 件
- 国会提出案件 3 件
- 公布（法律） 5 件
- 政令 8 件
- 人事 2 件
- 配布 2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、こども家庭庁設置法の施行に伴う既往の閣議決定の整理について、御決定をお願いいたします。本件は、明日こども家庭庁が設置されることに伴い、既往の閣議決定を改正又は廃止するものであります。

次に、「計画策定等における地方分権改革の推進」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方公共団体が策定を義務付けられた計画等が増加し続けていることなどを踏まえ、各府省における制度の検討の進め方等を示すものであります。

次に、「地域再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、令和5年度予算の成立を踏まえ、地方公共団体の地域再生計画と連動する施策の変更等を行うものであります。

次に、「令和5年度予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、会計法の規定に基づき、予算の移替えや流用の手続等について定めるものであります。

次に、「観光立国推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、大阪・関西万博が開催される令和7年度までの計画として基本的方針や施策等を改めるものであり、決定の上は、国会に報告するものであります。

次に、「生物多様性国家戦略の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましても、後程、環境大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「在外公館名称位置給与法の一部改正法」外4件が、昨日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部改正令」は、「在外公館名称位置給与法」の施行に伴い、当該手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「関税込率法等の一部改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、令和5年度の関税割当数量の設定等、関係政令について所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部改正令」は、ロシアを原産地とする物品に対する関税について、便益を与えない措置の期限を1年間延長するものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正令」は、母子事業開始資金の貸付限度額の引上げ等を行うものであります。

次に、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正令」は、同法等の一部改正法の施行に伴い、条項ずれの処理を行うものであります。

次に、「水産加工資金法施行令等の一部改正令」は、日本政策金融公庫が貸し付ける水産加工資金の償還期限の延長等の措置を講ずるものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部改正令」は、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置を導入するものであります。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「防衛省組織令及び統計法施行令の一部改正令」は、「駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部改正法」の施行に伴い、防衛省地方協力局労務管理課の所掌事務の特例期限を5年間延長する等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、林外務大臣が、日中外相会談等のため、明日から4月2日まで、また、北大西洋条約機構外相会合出席等のため、4月3日から6日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、四家啓助外161名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等」について会計検査院から内閣に対し報告があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインドネシアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「パティンバン有料アクセス道路建設計画」外1件に約1,300億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、環境大臣。

○西村（明）国務大臣：生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものです。今回の変更は、昨年生物多様性条約第15回締約国会議で採択された新たな生物多様性枠組を踏まえ、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた国内施策の指針を示すものです。今後は、本戦略に基づき、2030年までに陸と海の30パーセント以上を保全する「30 by 30目標」の達成等を目指します。関係府省庁におかれましては、政府一体となった具体的な施策の推進について、よろしくをお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○西村（康）国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、2月28日に閣議了解において、ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を講ずることとしました。今般、それを実施するため、輸出貿易管理令の改正を行います。経済産業省としては、外為法を所管する立場として、関係省庁と連携し、輸出の禁止措置の実施に万全を期してまいります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

- 松本国土務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2月の完全失業率は、季節調整値で2.6パーセントと、前月に比べ0.2ポイントの上昇となりました。これは、2月の完全失業者が前月に比べ13万人増加したことによるもので、うち8万人が自己都合により離職した者となっています。また、就業者数は6,667万人と、1年前に比べ9万人増加し、7か月連続の増加となっています。
- 松野国土務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 加藤国土務大臣：令和5年2月の有効求人倍率は、季節調整値で1.34倍と、前月を0.01ポイント下回り、都道府県の有効求人倍率は、引き続き、全ての都道府県で1倍を上回りました。また、正社員有効求人倍率は、1.02倍と、前月を0.01ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人の回復に遅れがみられる産業もあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでまいります。また、令和5年度予算に盛り込んだ施策を的確に実施するとともに、関係省庁と連携しながら、「構造的な賃上げ」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。
- 松野国土務大臣：次に、私から我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議の開催について、申し上げます。我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を開催することとしたいので、御了解をお願いいたします。各閣僚におかれましては、本閣僚会議を通じて、関係閣僚が緊密に連携しつつ、政府全体で必要な対策を進められるよう、御協力をお願いいたします。
- 次に、岡田大臣。
- 岡田国土務大臣：この度、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会会長から内閣総理大臣及び本職に対して、2025年日本国際博覧会の開催を2年後に控えるこの機会に、秋篠宮皇嗣殿下を同博覧会の名誉総裁に推戴申し上げたい旨の願い出がありましたところ、同博覧会の意義に鑑み、このことについて宮内庁長官宛てに執奏方を依頼したく存じます。なお、本件については、4月13日付けでお受けいただくことを希望しておりますが、推戴のお許しを得るまで不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。
- 松野国土務大臣：次に、財務大臣。
- 鈴木国土務大臣：令和5年度予算につきましては、3月28日に成立いたしました。ここに改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に予算の実施につきまして、一言申し上げます。令和5年度予算は、歴史の転換期にあって、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算です。閣僚各位におかれましては、足元の物価高騰等の経済情勢や新型コロナウイルス感染症

の状況等を踏まえつつ、本予算の迅速かつ着実な執行を進めていただきますよう、お願いいたします。

○松野国務大臣；次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：林大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。財務大臣から御発言がございます。

○鈴木国務大臣：先程の閣議で、令和5年度予算の迅速かつ着実な執行についてお願いしたところです。財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、その結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、令和5年度においては計30件の調査を実施することといたしました。閣僚各位におかれましては、調査の円滑な実施につき、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和 5 年)
3 月 31 日 (金)

◎ 一般案件

資 料
あ り

- こども家庭庁設置法の施行に伴う既往の閣議決定の整理について (決定) (内閣官房)
- 〃 ○ 計画策定等における地方分権改革の推進について (決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 地域再生基本方針の一部変更について (決定) (同上)
- 〃 ○ 令和 5 年度予算執行に関する手続等について (決定) (財務省)
- 〃 ○ 観光立国推進基本計画の変更について (決定) (国土交通省)
- 〃 ○ 生物多様性国家戦略の変更について (決定) (環境省)

◎ 国会提出案件

資 料
あ り

- { 1. 衆議院議員緒方林太郎 (有志) 提出軽犯罪法に関する質問に対する答弁書について (決定) (法務省)
- 1. 衆議院議員緒方林太郎 (有志) 提出WTO農業協定等に関する再質問に対する答弁書について (決定) (農林水産省)
- 1. 衆議院議員櫻井周 (立憲) 提出コンテナ輸送にかかる国際競争力強化における大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナルの重要性に関する質問に対する答弁書について (決定) (国土交通省)

◎ 公布 (法律)

資 料
な し

- ☆ { 1. 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (決定)
- 1. 関税定率法等の一部を改正する法律 (決定)

1. 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（決定）
1. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（決定）
1. 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり
資あり

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（財務・農林水産・経済産業省）
- 〃 ○ 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

資料
なし
資料
あり
資料
あり

◎人 事

- ☆外務大臣林 芳正の海外出張について（了解）
- ☆元いわき市長四家啓助外161名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆労働力調査報告（総務省）
- ☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書（内閣官房）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕
3月31日 (金)

◎一般案件

資料
なし

○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア
共和国政府との間の2の書簡の交換について
(決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]